

## 平成 30 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 30 年 12 月 4 日（火） 中央合同庁舎第 2 号館 10 階共用会議室 1
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 株式会社政策情報システム研究所代表取締役所長 構成員 有 川 博 愛国学園大学人間文化学部教授 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト

### 契約案件の審議

審議対象期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日
抽出案件	4 件（対象案件 1,034 件）
審議案件	4 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

#### 【抽出案件 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

「スマートスクール」の実現に向けた調査研究

契約相手方：エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ（株）

契約金額：221,832,000 円（落札率 99.9%）

契約締結日：平成 30 年 4 月 2 日

競争参加業者：1 者

意見・質問	回答
<p>（北大路座長）</p> <p>本件はどのような目的、内容の調達か。</p>	<p>小中学校及び高等学校の教職員が使用する「校務系システム」と児童及び生徒が使用する「授業・学習系システム」は、文部科学省のガイドラインに基づき分離運用されているが、非常に非効率であることが問題となっている。そこで、安全かつ効率的・効果的なシステム連携のあり方及びデータの利活用の手法を実証することを目的としている。</p> <p>平成 30 年度の調達においては、スマートスクールのプラットフォームとしての標準仕様及びガイドラインの素案をまとめる内容となっている。</p>

<p>(北大路座長)</p> <p>入札にあたっては、1回目の入札で落札されたのか。</p>	<p>本件については、1回目で落札されている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p>	<p>仕様書をダウンロードし、入札に参加しなかった事業者へアンケートを行ったところ、以下のような回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積提出から入札までの時期が年度末であったこともあり、喫緊に対応すべき案件が増加したため、その案件に人員を充てざるを得なかった。</li> <li>・本事業については極めて重要な位置づけであると理解しているが、人的リソース不足のなか対応することはリスクが高く、現実的な遂行可能性を検討した上で入札参加を断念した。</li> <li>・本事業で実証を行う地域に担当者を配置することが困難である。</li> <li>・想定した事業の内容と異なるものであった。</li> </ul>
<p>(北大路座長)</p> <p>本事業はどのようなスケジュールで実施されているのか。</p>	<p>3ヵ年で計画しており、平成29年度は標準仕様の骨子を作り、平成30年度で標準仕様の素案を作成、平成31年度で標準仕様の確定を行うこととしている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>3年間、同じ事業者が行うのか。</p>	<p>年度ごとに調達を実施することとしており、同じ事業者に限定はしていない。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>平成29年度は、どの事業者が落札したのか。</p>	<p>平成29年度の調達も、エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ(株)が落札している。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>2年連続で同じ事業者が落札したのは、偶然か。</p>	<p>偶然であると考えている。入札参加が予測される事業者へ事前に周知し、下見積書を徴収していたが、結果として、1者しか応札がなかった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>前年度落札者が有利になる、事業が実施しやすいということはないのか。</p>	<p>その点については、我々も懸念していたため、総合評価の審査を行う際に、前年度落札者が有利となることがないように評価項目を設け、審査を行った。</p> <p>また、本事業については、有識者による評価委員会に</p>

	<p>において継続的に議論されており、その内容についても公表されていることから、外部からの情報収集も十分可能であったと考えている。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>公告が2月、入札締切が3月であったが、他の時期で調達を行うことはできなかったのか。</p>	<p>平成29年度から平成31年度にかけて地域実証も行う事業であることから、実証期間の空白を生じさせないために、平成29年度末に開札し、平成30年度当初から契約を締結しておく必要があった。</p>
<p>(北大路座長)</p> <p>地域実証を継続して行うということであれば、前年度落札者は実証を行う体制が整っているため、有利になってしまうのではないか。</p>	
<p>(高橋委員)</p> <p>実証を行う地域は、公告の時点で事業者へも公表されているのか。</p>	<p>3ヵ年同じ地域で、全国10ヵ所で行うこととしている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>全国で事業が実施できる事業者でなければ落札することは難しいということか。</p>	<p>指定する全国10ヵ所で事業ができない事業者は難しいと思われる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成29年度の調達は、年度末に公告・開札を行ったのか。</p>	<p>平成29年度は、1度不調となったが、最終的に平成29年9月19日に契約を締結している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成29年度の調達も1者応札だったのか。</p>	<p>平成29年度も1者応札であった。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>平成29年度の調達が1者応札になったのはなぜか。</p>	<p>仕様書をダウンロードして入札に参加しなかった事業者へのアンケートでは、「想定した内容の調達案件ではなかった」、「想定した以上の作業量だった」との回答があった。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>事業者はどのような事業を想定していたのか、仕様書のどの部分を改善すれば応札者数が増やせるのかといった検討を行い、競争性を確保する努力が必要であ</p>	<p>平成30年度の調達では、前年度の1者応札の結果を受けて複数業者への周知等が足りなかったと考えられるので、改めて対応を検討する。</p>

<p>る。</p>	
<p>(有川委員)  文部科学省との業務分担はどのように切り分けられているのか。</p>	<p>文部科学省も同じ実証地域で実証を行っている。文部科学省においては、データの利活用による教育効果の検証を行っており、総務省ではシステム連携の標準仕様の作成を行っている。</p>
<p>(有川委員)  文部科学省の当該事業の調達も1者応札で、同事業者が落札しているのか。</p>	<p>本件調達とは別の事業者が落札していると聞いているが、1者応札であったか否かは把握していない。</p>
<p>(有川委員)  文部科学省と連携して行う事業で、双方で1者応札が続いている状況であるならば、事業連携の方法から見直す必要がある。</p>	<p>承知した。文部科学省と情報を共有し、競争環境の確保に努める。</p>

【抽出案件2】(随意契約(企画競争))

バッテリーレス・ワイヤレス完全同期ストリーム通信を実現するマルチサブキャリア多元接続方式の高信頼化と広域化

①契約相手方：学校法人慶應義塾

契約金額：29,458,000円(落札率100%)

契約締結日：平成30年6月1日

競争参加業者：1者

②契約相手方：学校法人幾徳学園神奈川工科大学

契約金額：4,095,000円(落札率100%)

契約締結日：平成30年6月1日

競争参加業者：1者

③契約相手方：株式会社共和電業

契約金額：2,990,000円(落札率100%)

契約締結日：平成30年6月1日

競争参加業者：1者

意見・質問	回答
(有川委員) 評価結果については、公表されているのか。	評価結果については、今後の研究開発や提案の糧としていただくため、採択するか否かを問わず、提案者へフィードバックしている。
(有川委員) 採用されなかった者等からの苦情申し立ての体制はどのように整備されているのか。	苦情・意見がある場合に問い合わせいただく窓口を総務省に設置している。窓口に寄せられた意見については、適切に検討・回答する体制を整えている。
(有川委員) 採用されなかった場合や申し立てがあった場合に、情報はどの程度開示されるのか。	専門評価、総合評価及び採択評価における委員からのコメントは、改善点も含めすべて提案者へ開示している。
(有川委員) 評価委員と受託する事業者との利害関係や利益相反について、ルールは設けられているのか。	設置要綱において、利害関係者の定義を定めている。当該要綱の定義に該当しないことを確認したうえで、委員には評価をしていただいている。
(有川委員) 採点、評価の過程について、説明していただきたい。	提案があると、第一次評価として専門評価委員による専門評価を行う。その後、評価委員による総合評価を経

	<p>て、案件が採択されるという流れになっている。</p> <p>採択された1年後には、継続評価として進捗状況や次年度の計画を評価し、2年の研究開発が終わった後には終了評価を実施し、その後も追跡評価を行っている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>評価委員会、専門評価委員会など、様々な役割の委員がいるようだが、評価結果の共有などが規則等で定められているのか。</p>	<p>専門評価委員会での評価の結果は、総合評価委員会でも共有されている。また、その上位組織であるプログラムディレクター（以下「PD」という。）・プログラムオフィサー（以下「PO」という。）に採択を諮る際にも、専門評価委員会での結果及び総合評価委員会での評価の結果を共有している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>専門評価委員及び総合評価委員は、自らが評価した案件が他の委員会・会議において、どのような評価がされてどのような結論が出たのか、わからないということか。</p>	<p>具体的な評価点等までは共有していないが、どの案件が採択されたかは共有している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>各評価段階での評価点を把握しているのは、PD・POだけであるため、審査の最終段階で操作できてしまう懸念がある。</p> <p>そのため、評価した案件が最終的にどのような評価に繋がったのかという点については、専門評価委員会及び総合評価委員会にも共有しておく必要があると考えられる。</p>	<p>ご指摘の点については、評価委員の育成にも繋がると考えられるため、関係部署と調整することとしたい。</p>

【抽出案件3】（一般競争入札・総合評価落札方式）

IoT・AI等の時代を見据えたICT教育に必要な教材や指導方法の利用意向等に関する調査研究の請負

契約相手方：リトルスタジオインク株式会社

契約金額：10,152,000円（落札率53.1%）

契約締結日：平成30年4月2日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>本件の調達内容はどのようなものか。</p>	<p>平成29年3月に教育指導要領が改定され、2020年度より小学校でプログラミング教育が必修化されることとなった。それを受け、総務省、文部科学省、経済産業省及び民間の関連事業者とともに未来の学びコンソーシアムを創設し、プログラミング教育の普及促進に努めている。</p> <p>2020年度に必修化が決まったものの、教材等がまだ整っていないのが現状である。</p> <p>本件調達は、プログラミング教育に係る教材や指導方法について、教育現場における利用動向・教職員の希望を調査するため、ポータルサイトを構築し、収集した事例・情報をどのように発信するかを分析したうえで有識者及び教育現場の意見を聴取し、教育現場での利用意向に沿った情報収集及び情報提供の手法について報告書にまとめるといった内容の調達である。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>調達の内容について、期待どおりに履行されているのか。</p>	<p>適宜事業者と連絡をとり、事業を進めているところだが、期待以上の履行がなされていると認識している。履行期間は平成31年3月末までとなっているが、現在のところスケジュールどおりに運営されていることから、今後についても問題なく履行されると考えている。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>応札業者の入札額が低かったことについて、調査したのか。</p>	<p>本件については、低入札調査を実施しており、応札業者から事情を聴取したところ、更なる業務効率化による減額を行ったこと及び出精値引きを行ったことにより、応札額での入札をしたとのことであった。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>業務の効率化というのは、具体的に内容を確認しているのか。</p>	<p>過去にシステム関係サイトの運営保守業務の実績があり、その知見を活かすことで外部委託費やシステムの保守運営費等で減額が可能とのことであった。</p>
	<p>工数の変更などはなかったため、出精値引きに関しては、企業努力で減額されたものと認識している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>出精値引きは、極端な値引きに該当しないのか。</p>	<p>当省の規定において、低入札の場合、履行可能性に関して調査を行うこととしている。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該価格で入札した理由</li> <li>②入札価格の内訳</li> <li>③契約の履行にあたり、品質管理体制及び従事する要員の状況</li> <li>④契約期間中の他の契約の請負状況</li> <li>⑤資産の状況、過去の実績等の基礎資料</li> </ul> <p>を提出していただき、履行可能な内容であるかを確認している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>本件契約を落札することによって、関連する他の契約も落札しやすくなるということはないのか。</p>	<p>落札した事業者が今後の調達で有利になるということはないと考えている。</p> <p>昨年度も同様の調達をしていたが、別の事業者が落札している。前年度落札した事業者も新しく入札に参加する事業者も、同じ条件で一からの契約となる。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>前年度の調達はどのような内容だったのか。</p>	<p>前年度は、契約締結が12月、履行期間が3月末までという短い期間であったものの、業務の内容はほぼ同じである。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>前年度の契約で納品された成果物は、今年度の契約にどのように活かされるのか。</p>	<p>集められた事例を全て未来の学びコンソーシアムのポータルサイトに載せるのではなく、文部科学省で定めたA事例からF事例に分類して掲載している。</p> <p>事業者により判断基準が変わると混乱を招くため、その考え方は前年度のものを踏襲している。</p>



<p>(有川委員)</p> <p>ポータルサイトの構築というのは、教育現場の利用意向を調査するための情報収集という理解でよいか。</p>	<p>教職員やプログラミング授業を行っている NPO 法人の需要がどの程度あるのかということ把握するための情報収集を指している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>利用意向を受けた後の提供すべき情報というのは、誰に向けてどのような情報を提供するのか。</p>	<p>プログラミング教育での優良事例はないかということポータルサイトで募集しているのだが、集められた事例を分析し、優良な事例を公開している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>今年度の調達で、利用動向の調査は完結するのか。</p>	<p>事例の蓄積はまだ不十分であり、2020 年度の必修化までさらに事例を蓄積する必要があると考えているため、来年度も引き続き調達を予定している。</p>

<p>【抽出案件4】(随意契約)</p> <p>「平成30年度戦略的情報通信研究開発推進事業独創的な人向け特別枠「異能vation」業務実施機関業務の実施」</p> <p>契約相手方：株式会社角川アスキー総合研究所</p> <p>契約金額：179,960,000円(落札率100.0%)</p> <p>契約締結日：平成30年4月2日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>(高橋委員)</p> <p>本件は、外部有識者により選定された事業者と随意契約を締結しているとのことだが、外部有識者は5年間同じ構成員なのか。</p>	<p>適宜見直しを行い、構成員も交代している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>本事業の過去の調達状況はいかがか。</p>	<p>本事業は平成26年度から実施しており、平成26年度は企画競争による随意契約、平成27年度以降は外部有識者による選定の随意契約を締結している。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成26年度から同じ事業者と契約しているのか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>平成26年度の企画競争による随意契約のときは1者応札だったのか。</p>	<p>平成26年度のときは、複数者からの応札があった。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>契約相手方が作成した実施計画書に5カ年事業における各採択年度の経費内訳や年間スケジュールを見ると、4月に研究プログラムの公募を実施し、選定があった後10月から研究プログラムを開始して、翌年の9月に研究プログラムが終了する流れとなっている。</p> <p>事業者が本件調達を落札した後、研究プログラムが終了する前に契約が終了し、次年度の調達が始まるものであるため、同じ事業者が事業を実施することが</p>	<p>外部有識者による評価において、落札者が事業実施機関として不適と評価され、新たな事業者が業務を行うこととなった場合には、事業を全て引き継ぐことができる仕組みにしている。</p>

<p>前提となっており、他の事業者は参入が困難と思われる。</p>	
<p>(高橋委員) 業務の内容や実施体制などが細かく実施計画書に盛り込まれているが、新たに請け負う事業者は作成ができるのか。</p>	<p>作成をすることは可能と考えている。また、作成された実施計画書を外部有識者が評価することとなる。</p>
<p>(高橋委員) 評価を行う外部有識者は研究プログラムが遅滞なく遂行されることを望むため、これまでの落札者を適していると評価し、新たな事業者の参入を選定しないのではないか。</p>	<p>外部有識者は、「異能 variation」プログラムの目的を達成できる事業者であるかという観点で評価している。</p>
<p>(高橋委員) 外部有識者は、株式会社角川アスキー総合研究所が今後も業務実施機関となるという前提で評価をしているのか。 それとも、株式会社角川アスキー総合研究所が業務実施機関として問題がないのかという観点で評価しているのか。</p>	<p>業務実施機関として問題がないかという観点で評価している。</p>
<p>(有川委員) 随意契約を行う会計法上の根拠は何か。</p>	<p>会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づくものである。本件は、ICT 分野における研究開発及び人材育成等の知識が必要であり、国内企業、ベンチャー企業等に関する法規や制度に精通している等の高度な技術・知識等を有する事業者を選定する必要があったため、随意契約としている。</p>
<p>(有川委員) 随意契約としなければいけない理由を明確にし、随意契約の妥当性を精査する必要がある。</p>	<p>改めて確認し、精査することとしたい。</p>
<p>(園田委員) 研究プログラムの成果の判断基準は何か。</p>	<p>アイデアが突飛であり、そのアイデアを裏付ける技術力があるかという点になる。</p>

<p>(園田委員)</p> <p>研究プログラムの採択にあたっては、誰が決定しているのか。</p>	<p>業務実施機関である株式会社角川アスキー総合研究所が評価システムを構築し、評価委員であるスーパーバイザーが評価している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>精算方法について、監査法人等の外部機関による経理検査の結果を踏まえて、総務省が額の確定を行うとのことだが、監査法人の経理検査に係るものは、本件調達の契約に含まれているのか。</p>	<p>本件調達には含まれていない。監査法人と総務省との間において、「異能 vation」プログラムを含む競争的資金制度全体についての経理検査を請け負わせる契約を別途締結している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>過去に監査法人の検査で指摘事項はあったのか。</p>	<p>経費の使途が適切ではないという指摘はあった。そのような指摘事項は是正したうえで、額の確定をしている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>監査法人は本来、経理処理が完了したものを監査し、その監査責任を問われるものであるが、本件については、あくまでも総務省が額の確定を行うための補助をしているということによいか。</p>	<p>そのとおりである。額の確定について責任を負うのは総務省である。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件のような事業では、経理が非常に懸念される。</p> <p>経理検査の結果についても、サンプリングし、追跡する必要がある。</p>	<p>経理については、注意して確認をしているところだが、今後も引き続き注意していきたい。</p>